



熊本県公報

号外 第42号
平成24年9月26日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… (“) 1
- 道路の供用開始…………… (“) 1

告 示

熊本県告示第1083号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年9月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町大字柿迫字松ノ岩 8989番35地先から 八代市泉町大字椎原字椎原 185番6地先まで	356.0	活力基盤 改築（付 替道路）

2 供用を開始する期日 平成24年9月26日

熊本県告示第1083号の3

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年9月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	久連子落 合線	八代市泉町大字椎原字椎原 185番6地先から 同所 185番6地先まで	前	6.2 ～ 14.2	107.0	活力基盤 改築
			後	21.2 ～ 47.5		

2 区域を変更する期日 平成24年9月26日

熊本県告示第1083号の4

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年9月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	久連子落合線	八代市泉町大字椎原字椎原 185番6地先から 同所 185番6地先まで	202.0	活力基盤 改築（付 替道路）

2 供用を開始する期日 平成24年9月26日